

「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（仮称）」素案の概要

目的（第1）

この条例は、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関し、県及び保管等事業者の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定め、再生資源物の適正な保管及び処理の推進により生活環境の保全を図り、あわせて産業廃棄物の適正な管理を促進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする

定義（第2）

1 廃棄物 2 産業廃棄物 3 特定処理物 4 特定収集物 5 再生資源物 6 処理 7 保管等事業者

関係者の責務・役割等（第3～第7）

- 県の責務（第3）
 - ・再生資源物の不適正な保管及び処理の防止、産業廃棄物の適正な管理に関する施策を策定・実施する
 - ・施策の実施にあたっては市町村との連携に努める
- 保管等事業者の責務（第4）
 - ・再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管に起因する生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずる
- 事業者及び県民の役割（第5）
 - ・再生資源物の適正な保管及び処理についての関心と理解を深め、県が実施する施策に協力するよう努める
- 土地所有者等の役割（第6）
 - ・再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管の用に供される土地の所有者、占有者又は管理者は、その土地を適正に管理するよう努めるとともに、県の施策へ協力するよう努める
- 通報（第7）
 - ・再生資源物の不適正な保管若しくは処理又は産業廃棄物の不適正な保管の発見者は、県に通報するよう努める

再生資源物に係る措置（第8～第15）

- 【特定処理物に係る措置】
- 特定処理物の保管場所の届出（第8）
 - ・特定処理物の保管の用に供する場所の面積が300㎡以上である場所において、当該保管を行う者（特定処理物保管者）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない
 - ・既に他法令で規制されている保管や生活環境保全上の支障の発生のおそれがないと認められる保管については、届出、特定処理物保管基準、管理簿備付けを適用除外とする
 - ・県が特定処理物の保管を把握している場合には、届出を適用除外とする
- 変更及び廃止の届出（第9）
 - ・届出内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届出（氏名等の変更は事後届出）
 - ・届出に係る保管を行わなくなったときは、30日以内に知事に届出
- 特定処理物保管基準（第10）
 - ・特定処理物保管者は、次の特定処理物保管基準に従い保管を行わなければならない
〔囲いの設置、保管場所の掲示、飛散・流出防止の措置（保管高さの上限等）、汚水の公共用水域への流出・地下浸透の防止の措置、悪臭の発散防止の措置、発火防止の措置、ねずみの生息・害虫の発生防止の措置〕
- 管理簿の備付け（第11）
 - ・特定処理物保管者は、特定処理物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について、管理簿を備え、記載する（管理簿は1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間保存）
- 【特定収集物に係る措置】
- 特定収集物に係る事業場の届出（第12）
 - ・特定収集物の保管又は処理を業として行う場合において、当該保管又は処理を行う者（特定収集物保管等事業者）は、当該業の用に供する一団の土地（事業場）ごとに、あらかじめ、知事に届け出なければならない
 - ・事業場の面積が100㎡未満で行われる保管など生活環境保全上の支障の発生のおそれがないと認められる保管については、届出、特定収集物等保管基準、管理簿の備付けを適用除外とする
 - ・県が特定収集物の保管を把握している場合には、届出を適用除外とする
- 変更及び廃止の届出（第13）
 - ・届出内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届出（氏名等の変更は事後届出）
 - ・届出に係る保管を行わなくなったときは、30日以内に知事に届出
- 特定収集物保管等基準（第14）
 - ・特定収集物保管等事業者は、次の特定収集物保管等基準に従い保管又は処理を行わなければならない
〔囲いの設置、保管場所の掲示、飛散・流出防止の措置（保管高さの上限等）、汚水の公共用水域への流出・地下浸透の防止の措置、悪臭の発散防止の措置、火災発生防止の措置、騒音・振動発生防止の措置、ねずみの生息・害虫の発生防止の措置〕
- 管理簿の備付け（第15）
 - ・特定収集物保管等事業者は、特定収集物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について、管理簿を備え、記載する（管理簿は1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間保存）

産業廃棄物に係る措置（第16～第18）

- 産業廃棄物の保管場所の届出（第16）
 - ・産業廃棄物を生じた事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（当該保管の用に供される場所の面積が300㎡以上である場所において行われる保管に限る）を行う事業者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない
 - ・県が産業廃棄物の保管を把握している場合には、届出を適用除外とする
- 変更及び廃止の届出（第17）
 - ・届出内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届出（氏名等の変更は事後届出）
 - ・届出に係る保管を行わなくなったときは、30日以内に知事に届出
- 管理簿の備付け（第18）
 - ・第16による届出をする者等は、産業廃棄物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について、管理簿を備え、記載する（管理簿は1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間保存）

雑則（第19～第24）

- 報告の徴収（第19）
 - ・条例の施行に必要な限度において、再生資源物若しくはその疑いのある物の保管若しくは処理又は産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管（以下「再生資源物等の保管等」という。）を行う者その他の関係者に対し、再生資源物等の保管等に関し必要な報告を求めることができる
- 立入検査（第20）
 - ・条例の施行に必要な限度において、再生資源物等の保管等を行う場所、再生資源物等の保管等を行う者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、再生資源物等の保管等の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる
- 改善命令等（第21）
 - ・特定処理物保管者又は特定収集物保管等事業者が基準に適合しない保管又は処理をした場合には、保管若しくは処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことの命令が可能
 - ・改善命令の措置の実施に必要な限度において、期限を付して搬入の全部又は一部を停止する命令が可能
- 措置命令等（第22）
 - ・特定処理物保管者又は特定収集物保管等事業者が基準に適合しない保管又は処理をした場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきことの命令が可能
 - ・措置命令の実施に必要な限度において、期限を付して搬入の全部又は一部を停止する命令が可能
- 適用除外（第23）
 - ・国又は地方公共団体は、第8から第22までの規定は適用しない
- 規則への委任（第24）

罰則（第25～第28）

- 罰則（第25～第27）
 - ・次のような場合について罰則を科す
 - ・改善命令、措置命令又は搬入停止命令に違反した場合
 - ・再生資源物及び産業廃棄物の届出について、無届出や虚偽の届出をした場合
 - ・報告義務に違反し又は立入検査を拒否した場合
- 両罰規定（第28）
 - ・法人の代表者等が第25から第27の規定に違反したときは、行為者のほか、法人等に対して罰金刑を科す

経過措置等（附則第1～第4）

- 施行期日（附則第1）
 - ・公布の日から6月を超えない範囲内で規則で定める日
- 再生資源物及び産業廃棄物に関する経過措置（附則第2～附則第4）
 - ・この条例の施行の前日から再生資源物又は産業廃棄物の保管を行っている者は、施行の日から1月を経過する日までに届け出なければならない
 - ・この条例の施行の前日から再生資源物の保管を行っている者は、施行の日から6月を経過する日までの間、特定処理物保管基準又は特定収集物保管等基準の適用を猶予する